

令和6年3月中川村議会定例会議事日程（第4号）

令和6年3月22日（金） 午後2時00分 開議

令和6年3月中川村議会定例会議事日程（第4号の追加1）

令和6年3月22日（金） 午後2時00分 開議

- 日程第 1 議案第 23 号 令和6年度中川村一般会計予算
- 日程第 2 議案第 24 号 令和6年度中川村国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 3 議案第 25 号 令和6年度中川村介護保険事業特別会計予算
- 日程第 4 議案第 26 号 令和6年度中川村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 5 議案第 27 号 令和6年度中川村水道事業会計予算
- 日程第 6 議案第 28 号 令和6年度中川村下水道事業会計予算
- 日程第 7 議案第 29 号 令和6年度から8年度小和田地区基盤整備事業B—2工区盛土造成工事（ゼロ債務）変更請負契約の締結について
- 日程第 8 陳情第 2 号 えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める意見書の提出に関する陳情書
- 日程第 9 発議第 1 号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書の提出について
- 日程第 10 発議第 2 号 日本政府がイスラエルの地上侵攻と空爆の即時停止と、ハマスによる人質の解放のために全力を尽くすことを求める意見書の提出について
- 日程第 11 発議第 3 号 政治資金規正法の改正を含めた再発防止に必要な措置を求める意見書の提出について
- 日程第 12 議員派遣について
- 日程第 13 委員会の閉会中の継続調査について

- 追加日程第 1 議案第 30 号 令和6年度中川村一般会計補正予算（第1号）

出席議員（10名）

1番	片桐邦俊
2番	松村利宏
3番	中塚礼次郎
4番	長尾和則
5番	桂川雅信
6番	山崎啓造
7番	島崎敏一
8番	大島歩
9番	大原孝芳
10番	松澤文昭

欠席議員（0名）

説明のために参加した者

村長	宮下健彦	副村長	富永和夫
教育長	片桐俊男	総務課長	松村恵介
地域政策課長	眞島俊	住民税務課長 会計管理者	小林郁子
保健福祉課長	水野恭子	産業振興課長	松崎俊貴
建設環境課長	宮崎朋実	リニア対策室長	小林好彦
教育次長	上山公丘	代表監査委員	岡田俊彦

職務のために参加した者

議会事務局長 松澤清隆
書記 座光寺てるこ

令和6年3月中川村議会定例会

会議のてんまつ

令和6年3月22日 午後2時00分 開議

○事務局長

御起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）御着席ください。（一同着席）

○議長

御参集、御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

日程第1 議案第23号 令和6年度中川村一般会計予算

日程第2 議案第24号 令和6年度中川村国民健康保険事業特別会計予算

日程第3 議案第25号 令和6年度中川村介護保険事業特別会計予算

日程第4 議案第26号 令和6年度中川村後期高齢者医療特別会計予算

日程第5 議案第27号 令和6年度中川村水道事業会計予算

日程第6 議案第28号 令和6年度中川村下水道事業会計予算

以上の6議案を議会会議規則第37条の規定により一括議題とします。

本案は去る2月27日の本会議において予算特別委員会に付託してあります。

予算特別委員長から審査結果の報告を求めます。

○予算特別委員長

（桂川 雅信） それでは予算特別委員会の委員長報告を始めたいと思いますが、その前に1つお願いがあります。

予算特別委員会の審査は大変内容の濃いもので、全文の議事録はA4版で102ページあり、質問項目も350回となっておりますので、委員長報告はそこごく一部であることを申し添えておきます。

また、今回の予算特別委員会の議事内容は全て議会ホームページ上に公開されますので、村民の皆様には、ぜひそちらを御覧いただけるようお願い申し上げます。

それでは令和6年度予算特別委員会審査報告を行います。

去る2月27日の本会議において予算特別委員会に付託されました議案第23号 令和6年度中川村一般会計予算について、3月12日13日14日の3日間にわたり役場第1・第2委員会室におきまして、12日は委員8名、13、14日は委員9名の出席の下、関係課長・係長に説明を求め慎重に審査を行いました。

審査の結果は、委員全員の賛成により議決すべきものと決しました。

審査の過程で出された質疑、討論について報告いたします。

なお、委員長報告もかなりたくさんありますので、各課・係の冒頭の質問、回答のみ御紹介いたします。

総務課総務係。

質問「自治振興費の地区集会施設及び周辺整備補助金で、例えばLED化した場合にそれぞれCO₂を何%削減できましたといったよう話は、環境課の方とかと連携して話はできているんでしょうか」。

回答「環境のほうとその部分でどれだけ削減できるとかというところの打合せまではしていません」。

質問「今後はそういうことも把握できているといいかなと思います」。

回答「話のほうはちょっと伝えながら、もし入れられるような数字があれば入れていただくように話をしていきたいと思います」。

広報情報係。

質問「CATV事業、チャンネルなかがわは、今週の出来事ばかりじゃなくて、もうちょっと企画のものもCATVと共同できませんか」。

回答「今までの経緯もあるが、それぞれの課が必要として伝えていきたい部分もあるので、引き続き各課での発信の要望にも沿いながらCEKとともに番組の企画を検討してまいります」。

危機管理係。

質問「外国籍の技能実習生などが災害時に日本語が分からなくてどこへ逃げたらいいか分からないとか、あとは備蓄がなかったために食べる物がなくなったとか、そういう話を聞いている。役場としての情報提供の機会をつくっていただければと思いますが」。

回答「御意見をもち帰って検討させていただきます」。

地域政策課むらづくり係。

質問「美しい村クラウド負担金というものはどういった内容ですか」。

回答「これは美しい村連合全体としてのDX化に向けての事業です。加盟町村のネットワークを最適化するため、またサポーター企業とのつながりの連携を図るため、DX化に向けて取組を進めていくというものです。具体的には、連合全体との共通の基盤となるような形で美しい村プラットフォームを構築して美しい村連合のホームページから直接美しい村連合に加盟している町村の宿泊施設に直接予約ができるシステム構築をまず第一として考えております」。

次のページへ行ってください。

財政係。

質問「ふるさと応援寄附金をしてくださった方にはお知らせや案内はされているんですか」。

回答「寄附者への案内という点では、どのような事業に充てましたというのは広報が不足していると思います。今年度事業は広報のほうをさせていただこうかと思いません」。

住民税務課住民係。

質問「マイナンバーカード、現在の普及状況はどうですか」。

回答「2月29日現在、中川村は73.77%です。全国平均が73.26%、県平均が71.54%です」。

税務係。

質問「固定資産税の管理システム導入とは」。

回答「村の固定資産税の課税資料を紙媒体で管理しているものが多いので、デジタル化、効率化するため、令和5年度分はまず土地関係のデジタル化を行い、来年度は紙媒体で管理している家屋配置図などをデジタル化します。デジタル化しておかないと大規模災害が起きたときに対応できないため、進めたい」。

土地調査係。

質問「土地境界確定の立会いの際に不在地主のような場合にどのようにどのように処理されるんですか」。

回答「山林など土地を持っているけれども村外、県外に出られる方も、全ての方に対して現地確認立会いのお願いと通知は差し上げます。また、現場に出向けない場合は地籍調査推進員さんにも委託、もしくは私たち地籍調査係の職員に現地の確認は委託してもらおう形を取っています」。

保健福祉課社会福祉係。

質問「こども家庭センターの総括支援員配置の資格を具体的に教えていただきたい」。

回答「母子保健と児童福祉のほうに明るい人でなければならないとなっているので、一応保健師や保育士のような資格がある人たちが主になっていくということ聞いております。ただ、統括支援になると、その後、年何回、何十時間というような研修の時間があります」。

高齢福祉係。

質問「補聴器の購入補助について、いい制度ですが、例えば独り暮らしの方で情報が行き届かない方に知らせるよい方法はないですか」。

回答「ケアマネジャーにはあの情報提供はしております。全体を見て必要な方には紹介をしていますけれども、こちらからも提案させていただきます」。

保健医療係。

質問「人間ドックの補助を1万円を2万円に引き上げた理由は何ですか」。

回答「近隣市町村との関係と受診者をもう少し増やしたい点があります。65歳を過ぎても社保の頃から引き続き人間ドックを続けてやっていただく方が多いことや受診率の向上につなげたいことがあります」。

保育園。

質問「異常通報装置設置工事の内容を教えてください」。

回答「非常時にボタンを押すと警察に連絡が入り、再度警察から連絡が来るシステムになっています。園が誰も出ないときは非常事態と判断して、保育園のほうに警察が向かってくる仕組みです」。

産業振興課農政係。

質問「農業向けマッチングアプリの活用について、どの程度のことを考えているのか伺いたい」。

回答「現在既にこのマッチングアプリを使っている方が以前からいらっしゃいますので徐々に活用を広げていきたいと考えています」。

耕地林務係。

質問「林道宮ノ沢線中央道跨道橋の迂回路検討の内容を教えてください」。

回答「現在の林道宮ノ沢線で中央自動車道の跨道橋を村が管理をしているが、設置後数十年経て補修が必要になっているが、補修には莫大な修繕費用がかかるため全国的には使用していない跨道橋を撤去していくという動きが進んでおり、中川のこの林道の跨道橋についても、あくまで生活道路ではなくて林道の利用であるので撤去ができないかというところで検討する中で、迂回路を新たに新設して跨道橋を撤去できないかという検討をしています。令和5年度の調査結果が出次第、迂回路の新設と跨道橋の検討を進めていくという状況です」。

商工交流係。

質問「農業施設管理事業で瓶等の保管場所の増設工事について内容を教えてください」。

回答「増設を考えた理由は2024年問題で、現在、小運搬は少量で運搬していることが可能であったものが、それがちょっとできなくなっており、現行の場所は既に要領オーバーしてしまっているため、この予算を計上しました」。

建設環境課建設係。

質問「前沢橋の改良について教えてください」。

回答「村の橋梁については令和4年度の点検で長寿命化計画を更新しました。その中で判定がⅡの中でも状況が悪いものというところで、今回、前沢橋で計画しました。内容は下部工のひび割れ注入、表面の防水、伸縮装置の取替えです」。

環境水道係（環境担当）。

質問「井戸水の水質検査はどのくらいの補助になるんですか」。

回答「井戸水検査は1件7,100円程度ですので、上限3分の1補助で2,300円の補助でしています」。

環境水道係（水道担当）。

質問「国から浄化槽の維持管理の補助金が出るという話を聞いているけれども、詳細を教えてください」。

回答「把握はしていないので確認したい」。

委員長の意見として、今の件は大切なので、後日どこかで報告してくださいとあります。

リニア対策室。

質問「小和田地区基盤整備事業の調整業務の中身はかなりいろいろあって、本来ならばこの委託料の中のこの調整業務の詳細を分割して表示すべきものと思います」。

回答「設計書は1本なんですけども、諸経費が全部違うので、別々にはじいた上で一本にしてありますので、また細かくいたします」。

教育委員会総務学校係。

質問「小学校建設事業の中で委託料の新たな学校建設に関わる技術支援業務について教えてください」。

回答「新たな学校建設に関わる技術支援業務は7年度に設計の業務委託を出すのですが、それをプロポーザル形式の公募でやっていくことを考えており、それに当たっ

て要項の作成が1つと、学校づくり員会のほうにも例えば資料提供、アドバイスいただくことを考えています」。

社会教育係。

質問「歴史館の管理事業で収蔵品整備員を予定されているが、今回増築工事に絡んで今まで体制でそれに対応できるか伺いたい」。

回答「今年度、収蔵品の整理については学芸員1人プラス収蔵品整理員を雇用して進め、その結果、今ある収蔵品の整理はおおむね完了しております。来年度についても学芸員とその収蔵品整理員が翌年からの展示に向けて動きをしますので、そのあたりの人員確保は大丈夫と考えている」。

会計室については、質疑、討論はございませんでした。

議会事務局。

質問「学校づくりプロジェクトの先進地視察は議会全員が参加できるようにお願いしたい」。

回答「全員参加したいということも対応できるようにしている。教育委員会で2回以上実施するということになれば、その時点で補正をさせていただきます」。

国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計について報告いたします。

2月27日の本会議において予算特別委員会に付託されました議案第24号 令和6年度中川村国民健康保険事業特別会計予算、議案第25号 令和6年度中川村介護保険事業特別会計予算、議案第26号 令和6年度中川村後期高齢者医療特別会計予算について、それぞれ3月13日、役場第1・第2委員会室におきまして委員9名の出席の下、関係課長・係長に説明を求め慎重に審査を行いました。

審査の結果は、それぞれの特別会計予算は委員全員の賛成により議決すべきものと決しました。

審査の過程では、国民健康保険事業特別会計予算及び後期高齢者医療特別会計予算についての質疑、討論はございませんでした。

以下、介護保険事業特別会計予算の質疑、討論について報告いたします。

質問「フレイル判定システムについて教えてください」。

回答「厚生労働省の作成している介護予防基本チェックリストに記入されたものを集計し経年的に評価するシステムで、これを予防事業に生かすスチールとするものです」。

水道事業会計。

2月27日の本会議において予算特別委員会に付託されました議案第27号 令和6年度中川村水道事業会計予算について、3月12日、役場第1・第2委員会室におきまして議員8名の出席の下、関係課長・係長に説明を求め慎重に審査を行いました。

審査の結果は、委員全員の賛成により議決すべきものと決しました。

審査の過程で出された質疑、討論について報告いたします。

質問「衛星を使った漏水調査は初めてですが、どうやって漏水調査をするのか。ま

た精度について教えてください。

回答「衛星画像を使った漏水調査は、衛星で写真を撮ると水道水に画像の解析の部分が反応するそうです。これで管路のある程度の位置まで絞り込めるということになっておりますので、長い距離の漏水箇所にとどり着くまでの労力を削減することを期待しています」。

次に下水道事業会計に移ります。

2月27日の本会議において予算特別委員会に付託されました議案第28号 令和6年度中川村下水道事業会計予算について、3月12日、役場第1・第2委員会室におきまして委員8名の出席の下、関係課長・係長に説明を求め慎重に審査を行いました。

審査の結果は、下水道事業会計予算は委員全員の賛成により議決すべきものと決しました。

審査の過程で出された質疑、討論について報告いたします。

質問「処理施設整備方針検討業務委託の具体的内容を教えてもらいたい」。

回答「経営戦略はあくまで全体的な計画という意味合いで、今後10年間行っていく部分を記載しておりますが、この委託では具体的な検討として処理区の統廃合を含めた将来を見込んだ整備方針等を検討する、考えております」。

以上で予算特別委員会における審査内容の概略の報告を終わります。

審査報告について質疑等を行っていただく前に委員会の総意として意見を申し述べておきます。

これまでも予算特別委員会、決算特別委員会には行政側からの説明資料を提出いただいておりますが、記載内容の形式が不統一の部分は改善していただきたいと考えます。

予算・決算の資料のうち予算書や決算書の様式は総務省令が定める様式に合わせて款項目節に分類して調整したのですが、議会が予算や決算を審査するというのは行政が予定している事業、あるいは執行した事業の評価をすることが前提ですので、あくまで事業ごとの費目を明示していただく必要があります。

行政側の説明資料も年々工夫していただいていることは理解しておりますが、議会が求めているのは一つ一つの事業を評価するということですので、予算書に分類する前の各事業の説明資料として作成していただければと思います。

課によって従来のフォーマットでは記載できないものもありますので、そういったものは独自に資料として追加していただいておりますが、全体として各課の事業内容が理解できる説明資料としていただきたいと考えます。

従来とそれほど大きな変更になるものではありませんので、今後については議会義務局と協議していただけますよう、よろしく願いいたします。

以上で令和6年度予算特別委員会の報告を終わります。

○議長 委員長報告を終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長 長 「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。

○3番 (中塚礼次郎) 私は、令和6年度予算認定について賛成の討論を行います。

令和6年度予算は、村の第6次総合計画後期計画策定、第2期まち・ひと・しごと総合戦略、過疎地域持続的発展計画など、長期計画を基本として財源が配分され、また子育て家庭に寄り添い、きめ細かく支援、子育て家庭支援への切れ目ない体制を整える関連事業が盛り込まれております。

結婚・子育て支援では、新規6事業、拡充5事業、継続事業は28事業にも及んでいきます。妊産婦やゼロ歳児から18歳までの子育て支援の拡充が重視され、子育てしやすい住み続けたい村を目指すものとなっています。

また、ゼロカーボンへの取組や天竜川流域治水事業、小和田地籍の土地改良整備事業、鳳来沢川護岸周辺生事業、歴史民俗資料館等施設整備事業や新たな学校づくり基本計画策定など、大型事業への取組が各分野でされることを基本として予算編成がされていることを確認いたしました。

計画に向けた実践と幅広い村民要望に向け一丸での取組を引き続き期待して、賛成討論といたします。

○議長 長 ほかに討論はありませんか。

○議長 長 「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

まず議案第23号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長 長 全員起立です。したがって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第24号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長 長 全員起立です。したがって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第25号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長 長 全員起立です。したがって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第26号の採決を行います。

○議 長 本案に対する委員長の報告は可決です。
 本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
 [賛成者起立]
 全員起立です。したがって、議案第 26 号は委員長の報告のとおり可決されました。
 次に議案第 27 号の採決を行います。
 本案に対する委員長の報告は可決です。
 本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
 [賛成者起立]
 全員起立です。したがって、議案第 27 号は委員長の報告のとおり可決されました。
 次に議案第 28 号の採決を行います。
 本案に対する委員長の報告は可決です。
 本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
 [賛成者起立]
 全員起立です。したがって、議案第 28 号は委員長の報告のとおり可決されました。
 日程第 7 議案第 29 号 令和 6 年度から 8 年度小和田地区基盤整備事業 B—2 工
 区盛土造成工事（ゼロ債務）変更請負契約の締結につい
 て
 を議題とします。
 朗読願います。
 ○事務局長 朗読
 ○議 長 提案理由の説明を求めます。
 ○リエア対策室長 議案第 29 号 令和 6 年度から 8 年度小和田地区基盤整備事業 B—2 工区盛土造成
 工事（ゼロ債務）変更請負契約の締結について御説明いたします。
 工事請負契約の締結の議決事項の変更に關わります議案第 29 号は、令和 6 年 2 月
 27 日開催の定例会において議決をいただきました議案第 15 号、工事請負契約の締結
 についての契約金額が国土交通省から通知された令和 6 年 3 月から適用する新労務
 単価の運用に係る特例措置についてに基づき契約金額を変更するため本案を提出す
 るものです。
 契約内容ですが、契約金額が変更前 3 億 932 万円が変更後 3 億 1,617 万 3,000 円と
 なり、685 万 3,000 円の増額となったものです。
 以上、御審議のほどよろしく願います。
 ○議 長 説明を終わりました。
 これから質疑を行います。
 質疑はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]
 ○議 長 質疑なしと認めます。
 次に討論を行います。
 討論はありませんか。

○議 長 [「なし」と呼ぶ者あり]
 討論なしと認めます。
 これから採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]
 ○議 長 全員賛成です。したがって、議案第 29 号は原案のとおり可決されました。
 ここで暫時休憩とします。再開は午後 2 時 45 分とします。
 [午後 2 時 3 0 分 休憩]
 [午後 2 時 4 5 分 再開]
 ○議 長 会議を再開します。
 お諮りします。
 ただいま村長から議案第 30 号が提出されました。
 これを日程に追加し追加日程第 1 として議題にしたいと思います。
 御異議ありませんか。
 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
 ○議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 30 号を日程に追加し、追加日程第 1 とし
 て議題とします。
 追加日程第 1 議案第 30 号 令和 6 年度中川村一般会計補正予算（第 1 号）
 を議題とします。
 提案理由の説明を求めます。
 ○副 村 長 それでは議案第 30 号 令和 6 年度中川村一般会計補正予算（第 1 号）について御説
 明をいたします。
 今回の補正予算は、さきの議会全員協議会で御説明をいたしました歴史民俗資料館
 新築・改修工事の増額でございます。
 先ほど当初予算をお認めいただいたところでの補正予算で大変恐縮でございますが、
 全員協議会で御説明いたしましたとおり、実施設計段階で想定以上の資材価格の高騰
 があったこと、また本年 3 月 1 日付の労務単価改定による労務費の増などにより設計
 工事費が大幅に増えたこと、また工事スケジュールや今後の物価、労務単価等変動の
 影響を考慮し、できる限り早期に工事発注を行いたいことから、今回、予算の補正を
 お願いするものであります。
 それでは議案書に沿って御説明をいたします。
 第 1 条 歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれ 4,900 万円を追加し、予算の総
 額を 43 億 4,900 万円とするものであります。
 5 ページの歳入であります。20 款 繰入金は、公共施設等整備基金繰入金を 4,900
 万円増額し、財源に充てるものであります。
 6 ページの歳入であります。教育費の社会教育費、文化施設管理費は、歴史民俗
 資料館新築・改修工事費 4,900 万円を増額するものであります。
 以上、御審議のほどよろしく願います。

○議 長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第 30 号は原案のとおり可決されました。
日程第 8 陳情第 2 号 えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める意見書の提出に関する陳情書を議題とします。
本件は総務経済委員会に付託してあります。
総務経済委員長から審査結果の報告を求めます。
○総務経済委員長 (松村 利宏) それでは陳情審査報告を行います。
去る 2 月 27 日、議会本会議において総務経済委員会に付託されました陳情第 2 えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める意見書の提出に関する陳情書について、3 月 1 日、役場第 1 委員会室において委員 4 名の出席の下、慎重に審査を行いました。
陳情の趣旨は次のとおりです。
冤罪事件は後を絶たず、その救済に気の遠くなるような年月がかかるという実態にあります。
最近では布川事件、東住吉冤罪事件、松橋事件、湖東記念病院人工呼吸器事件などの重大事件で再審無罪判決が相次いで出されました。
一方、袴田事件や大崎事件のように、やっと勝ち取った再審開始決定が検察官の不服申立てにより取り消される事件も少なくありません。
日本弁護士連合会は、冤罪被害者の一刻も早い救済のため、再審請求手続における全面的な証拠開示を制度化すること、再審開始決定に対する検察官の不服申立てできない制度に改正することについて再審制度の速やかな改正を求めます。
審査の結果、全員賛成で採択すべきものと決しました。
審査の過程で出された主な意見は次のとおりです。
質疑はありませんでした。
討論。
賛成意見。

○議 長 検察は自分に不利な情報を出さない。DNA鑑定ができない時代の再審開始決定に対する検察官の不服申立ては意図的である。100 年前の制度をそのまま使用しているため制度の改定が必要。国会での制度の改定を検討している。
大河原化工機事件は犯罪が成立しない事案について会社の代表らが逮捕、勾留され、警察官による控訴提起が行われたが、1 年 4 か月後に控訴が取り消された冤罪事件である。情報開示が必要である。
以上、慎重な御審議をお願いします。

○議 長 委員長報告を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
まず原案に反対者の発言を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

○5 番 (桂川 雅信) 私は本陳情書に賛成して討論に参加いたします。
陳情者が述べるように、再審制度は冤罪による国家的人権侵害を防止する上で重要な防波堤になるものです。しかし、日本の再審制度は刑法が制定されてから 70 年以上も改正されておらず、再審手続についてはほとんど規定がない状態で過ごしてきました。
通常の刑事裁判では、起訴されたら裁判長は公判期日を決めなければならない、被告人と弁護人に事件について陳述する機会を与えなければならない、検察官、被告人、弁護人は証拠の取調べを請求できるなどの原則を法律で決めており、平等な裁判が可能となっています。しかし、日本の再審制度では、これらの再審手続上の規定がないため、裁判官の姿勢次第でやり方がばらばらになっているのです。
陳情者が訴えているのは、これらの再審手続においてまず最初に取り組むべき再審制度の初歩的な原則にすべき事柄です。
刑事訴訟法 336 条では明確に疑わしきは被告人の利益にを定めていますが、これが再審裁判で適用されたのは 1975 年の白鳥裁判において最高裁判所が検察側の特別抗告を棄却した際の判決でした。刑事訴訟法が昭和 23 年に制定されてから、実に 27 年も経過していたのです。
しかし、それから半世紀近くたとうとしているのに、いまだに再審制度は整備されていないのです。
個人の尊重、法の下での平等を最高の価値として掲げる日本国憲法の下では無実の人が処罰されることは絶対に許されず、冤罪被害者は速やかに救済されなければなりません。
以上で賛成討論といたします。

○議長 ほかにはありませんか。
 「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 討論なしと認めます。
 これから採決を行います。
 この陳情に対する委員長の報告は採択です。
 この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 全員賛成です。したがって、陳情第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第9 発議第1号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書の提出について

を議題とします。
 朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 趣旨説明を求めます。

○9番 (大原 孝芳) では意見書の案を朗読しまして説明とさせていただきます。
 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書

罪を犯していない人が、犯罪者として法による制裁を受ける冤罪は、その人の人生を破壊し、人格を否定すると同時に、法制度自体の正当性を失わせるものです。冤罪はあってはならないと誰しも認めることでありながら、後を絶ちません。2010年の足利事件に始まり、布川事件、東電OL事件から、2016年の東住吉事件に至るまで、無期懲役という重罰事件の再審無罪が続いています。今年3月、静岡・袴田事件で捜査機関による証拠の捏造を認める画期的な再審開始決定が確定しました。死刑が確定しながら、再審で無罪となったのは、免田、財田川、松山、島田事件に続き、戦後5件目です。無実の人を誤って5人も殺しかねなかった冤罪を生んだ責任は、司法だけでなく、立法府にもあります。東京高裁決定は、「袴田事件は、あらためて再審法の改正（刑事訴訟法の一部改正）が喫緊の課題である」ことを示しています。

再審は、無実の人が救済される最後の砦です。しかし、再審開始が認められて無罪になる過程では、大きな壁を乗り越えなければならないのが実情です。

その大きな壁の一つは、検察が捜査で集めた証拠を隠匿し、証拠を開示しないことにあります。再審請求では、無実を主張する請求人と弁護側から、新規・明白な無罪証拠を提出することが求められます。ところが、証拠のほとんどは強制捜査権を持つ警察・検察の手にあるだけでなく、当事者主義の名の下に、それらは開示する義務はないとされ、しばしば無罪証拠が隠されたまま、有罪が確定する事例が後を絶ちません。無罪となった再審事件で、「新証拠」の多くが、実は当初から検察が隠し持っていたものでした。無罪証拠が当初から開示されていたら、冤罪は生まれず、当事者の人生は全く別のものとなっていたはずです。

次に大きな壁は、再審開始決定に対する検察による不服申立てが許されているこ

とです。袴田事件では、静岡地裁の再審開始決定に対して検察が不服を申し立てたことによって再審開始が確定するまで9年の歳月が浪費され救済が遅れています。名張毒ぶどう酒事件の奥西勝さんに至っては、1964年に一審無罪判決、2005年には再審開始決定を得ながら、検察の控訴、異議申し立てにより、89歳で無念の獄死を遂げられました。こうした悲劇を繰り返さないためには、公益の代表という検察官の法的地位からしても、裁判所の決定にいたずらに逆らい、こうした悲劇をくり返すことに、法的な制限を加える必要があることは明白です。

再審法制における証拠開示制度の確立、検察官の上訴制限が焦眉の課題であり、誤った有罪判決を受けている無実の人を迅速に救済するために、下記のとおり再審法制の改正をおこなうよう強く求めます。

記

- 1 再審請求人の求めに対し、検察が有する証拠の全面開示を法整備すること。
- 2 再審開始決定に対する検察の不服申立て（上訴）がいたずらにおこなわれることのないよう制限を加えること。

以上です。
 慎重な審議をお願いします。

○議長

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり]

○議長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり]

○議長

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長

全員賛成です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第10 発議第2号 日本政府がイスラエルの地上侵攻と空爆の即時停止と、ハマスによる人質の解放のために全力を尽くすことを求める意見書の提出について

を議題とします。

朗読願います。

○事務局長

朗読

○議長

趣旨説明を求めます。

○3番

(中塚礼次郎) それでは朗読をもちまして提案としますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

日本政府がイスラエルの地上侵攻と空爆の即時停止と、ハマスによる人質の解放のために全力を尽くすことを求める意見書

イスラエルの完全封鎖の下で、パレスチナ人が住むガザ地区に対して、連日の空爆と地上侵攻が行われ、多数のパレスチナ人が殺され負傷しています。すでに3万人を超える市民が命を失い、その約7割近くが子どもと女性だと報道されています。毎日の報道に誰もが心を痛み、一日も早い戦闘の中止や停戦・人質の解放を願っています。

いかなる理由があっても、ハマスによる無差別攻撃と民間人の連行は決して許されません。しかし、イスラエルが報復として行っているガザへの総攻撃は、子どもたちを含む多数のパレスチナ人に死をも強要する残虐な行為であり、大量虐殺(ジェノサイド)です。病院などを攻撃することは、国連憲章に違反します。

こうした中、昨年10月27日の国連緊急特別総会で、120ヶ国の賛成で、交戦当事者に対し、ただちに永続的な「即時かつ持続的な人道的休戦」を求める決議案が採択されました。さらに11月15日の国連安全保障理事会で、ガザ地区の子どもの人道状況を改善するために戦闘の休止を求める決議が賛成多数で採択されました。

その後、11月24日から戦闘休止となりましたが、12月1日から再び、戦闘が始まりさらに多くの死者がガザ地区南部でも出ており、今後さらなる戦闘が明言されています。

当該地域の平和の構築のために、日本政府を含む世界各国が積極的な支援を行うことが望まれます。

とりわけ、平和憲法を持ち、中東諸国と友好関係を築いてきた日本政府が、人道的かつ平和的な支援に最善の努力を行うことが求められています。

記

- 1 イスラエルの地上侵攻と空爆の即時停止・ハマスによる人質解放のために、日本政府が外交努力をいっそう強めること
- 2 国連決議を尊重し、人道的かつ平和的な支援に最善の努力を払うこと。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり
質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり
討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。
日程第11 発議第3号 政治資金規正法の改正を求めた再発防止に必要な措置を求める意見書の提出について

を議題とします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 趣旨説明を求めます。

○3 番 (中塚礼次郎) それでは朗読をもちまして提案といたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

政治資金規正法の改正を含めた再発防止に必要な措置を求める意見書

政治団体の政治資金の収支報告に関して、政治資金規正法は、20万円を超える政治資金パーティーの会費の支払者の氏名等を記載した政治資金収支報告書の提出を政治団体の会計責任者に義務付けている。

今般の派閥の政治資金パーティーをめぐる問題では、政治資金収支報告書の記載に関し、会計責任者及び共謀が認められた国会議員が政治資金規正法違反で逮捕されている。

この問題については、国民の政治不信を招いており、国民に対する説明責任を果たすとともに、政治資金の透明化や再発の防止が求められている。

よって、本村議会は、国会及び政府において、国民の政治に対する信頼を高めるため、全容解明を進めるとともに、政治資金規正法の改正を含めた再発防止に必要な措置を講じるよう強く要請する。

記

- 1 国会及び政府において、国民の政治に対する信頼を高めるため、全容解明を図ること。
- 2 政治資金規正法の改正を含めた再発防止に必要な措置を講ずること。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり
質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。

○5 番 (桂川 雅信) 私は発議第3号に賛成して討論に参加いたします。
この問題は、発議案がいうように、確かに政治資金規正法の改正を含めた再発防止の措置が必要だと思うのですが、再発防止のためには、そもそもなぜこのような問題が発生したのかという要因をきちんと特定することが大前提であります。

ことは、キックバックされた裏金を議員の後援会会計責任者が政治資金収支報告書に記載していればよかったといった問題では断じてありません。

国民の政治不信を招いているその原因は、税金を原資としているかもしれない政治資金やパーティー収入を何に使用したのかが明らかになっていないことであり、さらに大手企業からの献金が政治をゆがめているのではないかという不信であります。

国も地方も議会議員は国民の一票で選出される、これが主権在民の大原則であって、企業の参政権は認められていないのです。なぜなら、経済力の差によって政治が左右されることを禁じているからであって、企業・団体献金そのものが主権在民の大原則に反するものであります。

この意見書の発出に期待するところは、地域住民が今後のこの問題の成り行きを注視していただく点にあります。この問題の全容が解明され、国民にとって有益な改善が実施されるのか、私たちは最後まで注視をしなければなりません。

以上で賛成討論といたします。

○議 長 ほかに討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定によりお手元に配付したとおり議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。したがって、本件について別紙のとおり議員派遣することに決定しました。

日程第13 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長、総務経済委員長及び厚生文教委員長から議会会議規則第75条の規定によりお手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

本件について委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本定例会の会議に付された事件の審議は全て終了しました。

○村 長

ここで村長の挨拶をお願いします。

3月定例議会の閉会に当たりまして一言御挨拶をいたします。

2月27日から3月22日まで、合計で25日間にわたる議案審議をいただき、大変お疲れのことと思います。この中で、本議会に提出いたしました29件の議案、また追加提案いたしました令和6年度一般会計補正予算（第1号）を全て可決いただきました。改めて御礼を申し上げます。

特に、令和6年度一般会計予算につきましては、施政方針で御説明をいたしました、

1 子育て支援、保健センターを改修してこども家庭センターを設置、そして在宅育児世帯応援給付事業の開始などであります。

2 点目、安全で安心な村づくり、大きな村道の2路線の道路改良、交通安全帯の設置、小和田土地改良の促進などであります。

3 点目、脱炭素・再生可能エネルギー推進事業計画の確立と再生可能エネルギー生産事業体設立の研究であります。

4 点目、少子化、人口減少を踏まえた第6次総合計画後期計画の策定であります。

5 点目、新たな義務教育学校建設に伴う公営住宅等の移転新築など、土地利用の見直しの促進といった5つの重点施策の推進をはじめ、各種施策、事業予算について御承認をいただいたものというふうに理解をしております。

国保、介護保険及び後期高齢者医療保険の3事業特別会計、水道・下水道事業会計につきましても計画した事業を着実に進めてまいりたいというふうに思います。

ロシアのウクライナへの軍事侵略が開始されてから2年と1か月がたとうとしております。ロシアは大統領選挙をウクライナ東部4州でも強行し、領土編入の正当性につなぐ思惑があるというふうに言われております。また、ウクライナの停戦申出によっては停戦協議の席に着くという軍事優性と現大統領の国内での圧倒的な支持を背景に、余裕の構えでいるというふうな報道もあります。

また、イスラエルは、パレスチナ自治区の1つハマスの支配が強いガザに対して攻撃を続け、3万人以上が死亡をしております。イスラエルの攻撃をやめさせ、停戦合意に進めるか否かは後ろ盾のアメリカの態度いかんではないかというふうに思っております。

3年ぶりに、私をはじめ議会議員の皆様、学校関係者など、地域住民の列席の下で小中学校卒業式が挙行され、卒業生の門出をお祝いしてまいりました。46人の中学校卒業生には、18歳になると選挙権が得られること、村、県、国や世界の動きに関心を持って高校生生活を送り続けてほしいというふうに申し上げてきました。政治資金パーティーで集めた寄附金を帳簿記載せず裏金扱いしていた問題を正せるのは若い人の力でこそとも申し上げてまいりました。

日銀は2016年から続けておりました金融緩和策の一つである貸出金利マイナス金利政策で民間企業の設備投資の後押し、景気の好転で2%程度の物価上昇、安定した経済循環を図るというふうにしてまいったわけではありますが、16日、マイナス金利政策の解除を決めたところであります。今春闘の平均賃上げ率が33年ぶりの高さとな

り、賃金と物価がそろって上がる好循環が強まっているということが背景にあると新聞の分析にありました。

国内総生産がドイツに越されたとの報道が1か月前にあったところであります。

景気の浮揚につきましては国内消費の高揚にあると改めて感じます。これから中小企業で賃金の上昇がどれだけ実現するかが地方の景気の底上げの鍵になると思うと、いや応なく関心が向いておるところであります。

昨年12月の冬の入りから寒さが厳しかった今年の冬も、一昨日の彼岸のみぞれ交じりの冷たい雨の後、日中の暖かさが少し戻ってきた感じがいたします。とはいえ、昨年に増して早いとの桜の開花予想は、最近の冷え込み、低温続きで1週間程度遅れるようであります。大草城址公園「咲く楽市」も29日～30日頃の開園に修正をして、ただいま発表待ちとのことであります。花見は、慌てずじっくりと構えてできそうあります。

議員各位におかれましても、観桜、小さな集まり、親しい人の中での年度末の小宴会など、村内景気の再度の浮揚のためにも改めてお力をお貸しいただきますことをお願いし、3月定例議会閉会に当たっての御挨拶とします。

長期間の御審議、大変お疲れさまであります。

○議長

これで本日の会議を閉じます。

以上で令和6年3月中川村議会定例会を閉会とします。

御苦労さまでした。

○事務局長

御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後3時24分 閉会]

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____